

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2003-230685(P2003-230685A)

【公開日】平成15年8月19日(2003.8.19)

【出願番号】特願2002-33131(P2002-33131)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 8

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月25日(2004.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

そして、前記第2および第3透明板12b, 12cは略同一形状に形成されると共に、各透明板12b, 12cの上下方向における略中央位置に、左右に対向する一対の対向片間ににおいて直線的に延在する断面三角形状の凹部であって、前記LEDランプ24からの照射光により明輝表示し得る1本の第2の線状部(指示部)22Bおよび第3の線状部(指示部)22Cが対応的に形成されている。また、前記第2および第3透明板12b, 12cにおける夫々の左右両側は、複数の前記支持ローラ30で支持されている。更に、第2および第3透明板12b, 12cの夫々に対応し、各透明板12b, 12cを上下方向に平行移動させ得る前記第1駆動手段14a, 14aと、当該透明板12b, 12cの平行移動開始および停止を制御し得る前記第1駆動制御手段16a, 16aとを備えている。すなわち、第2および第3透明板12b, 12cを平行移動させることで、前記各第2および第3の線状部22B, 22Cも夫々独立して平行移動するようになっている。なお、前記透視窓部42の上下に所要間隔で離間して配設される前記規制部材に当接することで、前記第2および第3透明板12b, 12cの平行移動範囲が規制されて、各透明板12b, 12cの前記各支持ローラ30からの脱落が防止される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 9】

前記矩形枠体13aの後側に位置する前記円形枠体13bの中心は、前記透視窓部42の略中心に一致すると共に、透視窓部42の内部に露出しないようになっている。また、前記円形枠体13bの外周縁部には、複数の前記支持ローラ30が当接されて、略垂直面内で回転可能に支持されている。更に、前記第2駆動手段14bの駆動ローラ29が、前記円形枠体13bの外周縁部に当接する状態で配設されており、該第2駆動手段14bの正逆回転によってこの円形枠体13bを正逆回転するよう構成される。更にまた、この第2駆動手段14bの回転開始、回転停止、回転方向および回転速度が、前記第2駆動制御手段16bによって制御されるようになっている。